

理事長	事務局長	総務課	財務課	管理課	関係簿冊	
					関係簿冊	組合員名簿
					土地台帳	賦課簿

組合員資格得喪通知書

令和 年 月 日

最上川中流土地改良区理事長 殿

下記により組合員資格が得喪したから、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。
尚、これに伴う最上川中流土地改良区事業による一切の権利義務を資格取得者が継承します。

現資格者	組合員番号		〒	-		
	住所					
	氏名					印

新資格者	組合員番号		〒	-			
	住所						
	ふりがな						
	氏名					性別（男・女）	印
	生年月日	T	S	H	年	月	日
	電話番号				携帯番号		
	メールアドレス	@					

1. 資格得喪の対象たる土地

市町村	大字	字	地番	地目		地積	備考
				台帳	現況		

2. 資格得喪の対象の原因及びその時期（下記いずれかに○をつけてください。）

- (1) 原因

相続・売買・経営移譲・住所変更・賃貸借（契約・解約）
その他（ ）
- (2) 時期

令和 年 月 日

選挙区		
1	2	3

農地法第3条(農地の売買と小作権の設定)及び、農地法第18条(小作権の解消)に関する届出は、農業委員会発行の許可書の写し一通を添付してください。

注 意 事 項

■ 組合員資格通知書について

「組合員資格得喪通知書」は、相続や売買による土地所有権の移転や、賃貸借の設定・解約による耕作者の変更などを原因として、その土地の組合員資格者に異動が生じた場合に、土地改良区に対し提出しなければならない書類です。法務局や農業委員会で手続きしている場合でも、当土地改良区に対してこの通知書の提出されなければ、組合員名簿や土地原簿の修正されず、従来のまま賦課されますのでご注意ください。

また、この通知書は、組合員資格得喪の対抗要件であるため、提出がなければ、組合員資格の喪失を土地改良区に対して主張することができません。

組合員について

土地改良区の地区内の土地について、土地改良法（以下「法」という）第3条に規定された資格を有する者（所有者又は所有権以外の権原に基づき耕作する使用収益権者）を指し、法第11条の規定により、土地改良区の組合員となります。（法律に基づく当然加入）

■ 組合員資格の変更に伴う権利義務の承継について

土地改良区の組合員（法第3条に定める資格者）がその資格に係る権利の目的となっている土地についてその組合員の資格を失った場合に、その者がその土地に有していた事業に関する権利義務は、その土地についての権利の継承（相続、売買等）によってその土地につき組合員たる資格を得た者に移転します。

なお、法第42条第1項の規定により承継する権利義務の範囲は、財産的権利義務の一切であり、前組合員の滞納金も含まれます。

土地改良法第11条

土地改良区の地区内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とする。

土地改良法第43条

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三条に規定する資格の交替によつてその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。（以下 略）

土地改良法第44条

土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

土地改良法施行規則第33条

法第四十三条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に当事者が記名してしなければならない。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積
- 三 資格得喪の原因及びその時期

■ 個人情報の取り扱いについて

この届出に記載の個人情報の取り扱いについては、最上川中流土地改良区個人情報保護に関する規定に基づき土地改良区の業務以外を目的とした利用はいたしません。

■ 改良区賦課金の請求について

賦課金は当該年度の4月1日を賦課基準日とし、当土地改良区土地原簿に基づき算出します。

また、請求は年に2回（7月・11月）通知書を発行します。支払い方法については下記のいずれかよりお選びいただけますので、詳しくは土地改良区までお問合せください。

- 1 口座自動振替（山形農協、山形市農協、天童農協、山形銀行、ゆうちょ銀行）
- 2 窓口納付（山形農協、山形市農協、天童市農協（本所のみ）、ゆうちょ銀行窓口、当改良区）
- 3 コンビニ払い